

ご契約中のお客様へ

東日本ガス株式会社

平成29年3月31日時点で一般ガス供給約款及び選択約款にご加入いただいているお客さまにつきましては、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、平成29年4月以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。

【対象契約種別】

一般ガス供給約款、選択約款

【変更のポイント】

- ① 他のガス小売事業者への契約切替による解約について規定しました。
- ② ガス工事を申込む方は、一般ガス導管事業者（当社導管部門）が別途定める契約条件に基づき、一般ガス導管事業者（当社導管部門）に申込みをしていただきます。
- ③ 当社は、各種約款を変更する事があります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約する事が出来ます。（期間の定めのある契約においては、契約期間中であつても同様といたします。）
- ④ 各種約款の変更（契約期間の延伸を含みます）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、書面の交付、インターネットでの開示その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。
- ⑤ その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更しています。

※変更後の供給条件（約款）は、3月以降当社ホームページに掲載しますので、ご覧ください。

※上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。 変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、当社へご連絡ください。（解約の手続きをとらせていただきます。）

【都市ガス小売全面自由化および供給地点特定番号のご説明】

ガス事業法が改正され、平成29年4月から都市ガス小売の全面自由化が実施されることとなり、都市ガスをお使いの全てのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択する事が出来る制度となります。

これまで、当社は一部の大口契約を除き、経済産業大臣の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります。

※お客さまが確実にガス供給を受けられることを目的として最終保障供給の制度も併せて措置されています。
今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に説明を書面の交付等により行います。

都市ガス小売全面自由化に伴い、お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」（17桁 現お客さま番号）が設定されます。

「供給地点特定番号」は、「検針結果のお知らせ（検針票）」に記載されています。
今後とも、東日本ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。
なお、平成29年4月以降も引き続き、東日本ガスとご契約いただける場合は、お手続きは不要です。

（ご参考）供給条件等の概要について

- ・料金は検針票でご確認ください。
- ・検針票に記載しているガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金により計算いたします。また、調整単位料金は原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
- ・料金はすべて税込です。支払義務発生日（検針日等）の翌日から 40 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。
- ・ガス料金は、口座振替、払込みその他の方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- ・供給条件の詳細は、当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください。（変更後の約款は3月以降掲載）

【ガスの購入先を変更する事に伴う解約の手続きについて】

お客さまがガスの購入先を当社から他のガス小売事業者に切替える場合には、新たなガス小売事業者に対し、契約の申込みをしていただきます。（当社への解約のお申し出は不要です。）

※引越し等の理由によりガスの使用を終了する場合には、従来どおり当社にご連絡願います。

東日本ガス株式会社
茨城県取手市井野 3 2 番地

【お問合せ先】
お客さまコールセンター
0120-0365-54 (一般電話・PHSのお客さま)
0570-0365-54 (携帯電話のお客さま)
受付時間 9:00～17:00 (日・祝日除く)